

令和元年度 第1回 青森県建築審査会 議事録

日時：令和元年5月15日（水）午前10時～

場所：県庁舎北棟2階B会議室

千葉 GM : 定刻となりましたので、ただいまより令和元年度第1回青森県建築審査会を開催いたします。
まず、建築住宅課長より、ご挨拶申し上げます。

〔 課長挨拶 〕

建築住宅課長の澤田でございます。審査会委員の皆様におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきまして大変感謝申し上げます。

さて、本日は、令和元年度、第1回目の建築審査会となります。議案は建築基準法第48条第1項ただし書きの規定に基づく許可について、ご審議いただきますが、各分野の優れた経験と知識を生かし、ご審議下さるようお願いいたします。

簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

千葉 GM : 本日は、磯委員が所用により欠席となりますが、青森県附属機関に関する条例第6条第3項の規定により、委員の過半数の出席がありましたので、会議が成立したものとします。

審議の公開又は非公開について「青森県建築審査会の公開等に関する要領」に基づき、会議に諮って決めることになっておりますので、小藤会長よろしく申し上げます。

小藤会長： 本日、傍聴者はいらっしゃいませんが、要領で原則公開としておりますので、本日の審査会を公開してもよろしいでしょうか？

各委員 : 異議なし

小藤会長： 委員の方のご了解が得られましたので、今日の建築審査会は『公開』とします。

千葉 GM : それでは、会議の議長は、青森県附属機関に関する条例に基づき、会長が行うこととなっておりますので、小藤会長をお願いいたします。

小藤会長： それでは、審議に入ります。議案1号について事務局より説明をお願いします。

石岡： それでは、議案第1号について、説明します。
(議案内容を説明)
以上で、議案第1号についての説明を終わります。

小藤会長： それでは、皆様から、質問・意見を受けたいと思います。

福原委員： グリースフィルターは効果があるのでしょうか、どのように使用するのでしょうか。

事務局： 油脂分の除去率は85.2パーセントです。油脂分を除去するフィルターがついている機器であり、調理機器の上部に設置します。

小藤会長： それでは私から、給食の搬出入車の出入りの仕方はどのように行うのでしょうか。

事務局： 敷地内部で方向転換をします。

小藤会長： 敷地から出る際にバックで道路に出ることはなく、運転手は前を向いて児童の歩行を確認できるということでしょうか。

事務局： その通りです。

小藤会長： 計画建物と隣地境界線との離れはどの程度でしょうか。

事務局： 計画建物西側で約1.7メートル、西側で約2.3メートル離れています。

小藤会長： 計画敷地と北側隣地間の高低差はどの程度でしょうか。

事務局： 計画敷地西側で約1メートル、東側で約70センチメートルの高低差があり、計画敷地の方が高くなっています。

小藤会長： それでは、議案第1号は 同意といたします。

千葉 GM : 本日の議案については『同意』として手続きを進めさせていただきます。

引き続き、報告案件についての説明となりますが、内容が自己用住宅に関する案件となりますので、「青森県建築審査会の公開等に関する要領」に基づき非公開となります。

小藤会長 : それでは、引き続き、報告案件について事務局より説明をお願いします。

新堂 : それでは、報告案件の建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号 (法改正前: 第 1 項ただし書き) の規定に基づく許可における包括同意について、前回建築審査会 (平成 30 年 8 月 29 日) で報告した以降の許可分をご報告いたします。

(報告内容を説明)

以上、報告を終わります。

小藤会長 : 何か質問はございませんか。

各委員 : (特に無し)

小藤会長 : これで本日予定された案件は全て終了となりました。それでは事務局にお返しします。

千葉 GM : これをもちまして、本日の建築審査会を閉会いたします。
本日はありがとうございました。